		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 未摩耗直径（　　㎜） 直径（　　㎜）	%	
		［略］		
［略］				
10	その他の設備			
［略］				
⑻	定員及び使用制限等の表示			
［略］				
［欄を削る。］				
［略］				

（注意）

①～③　［略］

④　ウォータースライドの場合は、１構造部分、２軌道関係、５安全装置の⑺水位検出装置、８油圧装置・空圧装置・揚水装置、９電気設備、10その他の設備を抜粋して作成して構いません。

⑤～⑮　［略］

⑯　3⑴「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、（　㎜）内に「―」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ.」に該当しないものにあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあっては、「ハ.」を○で囲んで、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　㎜）内に「―」を記入してください。

⑰　［略］

⑱　3⑺「駆動車輪装置」、6⑷「車輪装置」の「車輪」及び7⑵「ガイドローラー」には、鋼製、ライニング、溝無しソリッドタイヤ、溝付きタイヤ、空気入りタイヤのうち該当する車輪を○で囲んでください。鋼製又はライニングされた車輪にあっては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤの場合は設置時直径の2.5％又は６㎜のうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25％又は５㎜のうちいずれか小さい値を記入してください。「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入して

		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	%	
		［同左］		
［同左］				
10	その他の設備			
［同左］				
⑻	定員及び注意事項の表示			
［同左］				
⑿	耐震対策			
［同左］				

（注意）

①～③　［同左］

④　ウォータースライドの場合は、１構造部分、２軌道関係、５安全装置の⑻水位検出装置、８油圧装置・空圧装置・揚水装置、９電気設備、10その他の設備を抜粋して作成して構いません。

⑤～⑮　［同左］

⑯　3⑴「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、（　㎜）内に「―」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ.」に該当しないもの以外にあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあっては、「ハ.」を○で囲んで、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　㎜）内に「―」を記入してください。

⑰　［同左］

⑱　3⑺「駆動車輪装置」、6⑷「車輪装置」の「車輪」及び7⑵「ガイドローラー」には、鋼製、ライニング、空気入りタイヤ、ソリッドタイヤのうち該当しない車輪を取消線で抹消してください。鋼製又はライニングされた車輪にあっては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪の場合は設置時直径の2.5％または６㎜のうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25％または５㎜のうちいずれか小さい値を記入してください。「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。右欄に現在値の基準値に